

## 第 87 号議案

### 八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例設定について

八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 26 年 9 月 8 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

### 八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

#### 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条—第 4 4 条）

第 3 章 雑則（第 4 5 条）

#### 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 84 条第 1 項の規定に基づき、八王子市における障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

(2) 施設障害福祉サービス 法第 5 条第 1 項に規定する施設障害福祉サービス

をいう。

(3) 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(障害者支援施設の一般原則)

第3条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、当該施設障害福祉サービスの効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って施設障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

4 障害者支援施設は、利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。

5 障害者支援施設は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。

6 障害者支援施設は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

(従業者の配置の基準)

第4条 障害者支援施設は、第1号及び第2号から第7号までの各号に掲げる場

合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる従業者を市規則で定める基準により置かなければならない。ただし、第2号イ又は第3号アの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことをもって、第2号イ又は第3号アの理学療法士又は作業療法士に代えることができる。

(1) 障害者支援施設の長（以下「施設長」という。）

(2) 生活介護を行う場合

ア 医師

イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ウ サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）

(3) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ サービス管理責任者

(4) 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 生活支援員

イ サービス管理責任者

(5) 就労移行支援を行う場合

ア 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者

（ア）職業指導員及び生活支援員

（イ）就労支援員

（ウ）サービス管理責任者

イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項又は第18条の2第1項の規定によりあ

ん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている障害者支援施設（以下「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者

ア 職業指導員及び生活支援員

イ サービス管理責任者

(6) 就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 職業指導員及び生活支援員

イ サービス管理責任者

(7) 施設入所支援を行う場合

ア 生活支援員

イ サービス管理責任者

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の配置の基準）

第5条 障害者支援施設が、複数の昼間実施サービスを行う場合は、市規則で定める基準により従業者を置かなければならない。

（構造設備）

第6条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気その他の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、市規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められた建物の場合は、この限りでない。

（規模）

第7条 障害者支援施設の規模は、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、市規則で定める基準を満たさなければならない。

2 障害者支援施設が、複数の昼間実施サービスを行う場合の規模は、市規則で

定める基準を満たさなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第8条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設のうち主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合の障害者支援施設の規模は、市規則で定める基準を満たさなければならない。

(設備の基準)

第9条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を市規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該障害者支援施設の効果的な運営が見込まれる場合であって、かつ、利用者の支援に支障がないときは、この限りでない。

2 認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合は、前項に規定する設備の基準のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設の認定の基準（設備に係るものに限る。）を満たすこととする。

3 第1項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者へのサービスの提供に支障がない範囲で兼用とすることができる。

(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは同法第2条に規定する社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなけれ

ばならない。

(施設長の責務等)

第11条 施設長は、当該障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画(以下「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

3 施設長は、当該障害者支援施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(サービス管理責任者の責務等)

第12条 サービス管理責任者は、次項から第8項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 利用の申込みに際し、利用申込者に係る障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、当該利用者について、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該利用者面接を行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、

利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期並びに提供上の留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携を当該施設障害福祉サービス計画の原案に含めるよう努めなければならない。

- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該利用者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。
- 9 第2項から第6項までの規定は、第7項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（運営規程）

第13条 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- (1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

- (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）
- (8) 施設障害福祉サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 緊急やむを得ない場合に第38条第1項に規定する身体的拘束等を行う際の手続
- (14) その他運営に関する重要事項  
（勤務体制の確保等）

第14条 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、従業者の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第15条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認める場合は、他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら必要な便宜を供与することが困難である場合は、病院又は診療所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第17条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第18条 障害者支援施設は、利用者に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の使途が利用者の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により利用者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該利用者に対し説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第19条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を市規則で定めるところにより管理しなければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第20条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心

身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、説明しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

(相談及び援助)

第21条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。）等との利用に係る調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

第22条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 障害者支援施設は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第23条 障害者支援施設は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じ、必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 障害者支援施設は、利用者に対し、当該利用者の負担により、当該障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第24条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めるとともに、利用者のうち生産活動に従事する者の作業時間、作業量等が過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者のうち生産活動に従事する者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置その他の生産活動を安全に行うために必要な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第25条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事する者に、当該生活介護、就労移行支援又は就

労継続支援B型ごとに、当該生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃（同項に規定する工賃をいう。以下この条において同じ。）の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）を、3,000円を下回るものとしてはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、目標とする工賃の水準を設定し、当該目標とする工賃の水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、東京都知事及び市長に報告しなければならない。

（実習の実施）

第26条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習ができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習ができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第27条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所における求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所における求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第28条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が当該職場に就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第29条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市長に報告しなければならない。

(食事)

第30条 障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由なく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。ただし、栄養士を置く障害者支援施設にあつては、この限りでない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第31条 障害者支援施設は、必要に応じ、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会の確保に努めなければならない。

(健康管理)

第32条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年、定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第33条 障害者支援施設の従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第34条 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であつて、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じ、適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該利用者が退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(定員の遵守)

第35条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員(第9条第1項に規定する市規則で定める基準として定められる居

室の定員をいう。) を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。  
ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  
(衛生管理等)

第36条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第37条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるために、あらかじめ、協力医療機関(当該障害者支援施設との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。)を定めなければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該障害者支援施設との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第38条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。

(2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。

(3) 身体的拘束等が一時的なものであること。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ指定する複数の者をもって構成する組織体での判断を必要とし、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他

必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第39条 障害者支援施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 障害者支援施設は、他の障害福祉サービス事業を行う者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(苦情解決)

第40条 障害者支援施設は、利用者又はその家族からの施設障害福祉サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、提供した施設障害福祉サービスについて、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第41条 障害者支援施設は、運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第42条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第43条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制、地域との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらを定期的に従業者、利用者及び利用者の家族等に周知しなければならない。

2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第44条 障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 施設障害福祉サービス計画
- (2) 第38条第3項に規定する身体的拘束等の記録
- (3) 第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 第42条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

### 第3章 雑則

(委任)

第45条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(就労継続支援A型の事業に係る経過措置)

2 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

(平成25年厚生労働省令第4号)第16条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)附則第3条の規定の適用を受けていた障害者支援施設であって、この条例の施行の日前から就労継続支援A型の事業を行うもの(次項から附則第11項までにおいて、「該当障害者支援施設」という。)については、当分の間、次項から附則第11項までに定めるところにより、引き続き当該就労継続支援A型を提供することができる。

- 3 該当障害者支援施設は、利用者と雇用契約を締結しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、該当障害者支援施設(昼間実施サービスとして就労継続支援B型を提供するものを除く。)は、利用者のうち省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。
- 5 該当障害者支援施設は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めるとともに、作業の効率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 6 該当障害者支援施設は、利用者(附則第4項の規定により就労継続支援A型の提供を受けている者(次項から附則第9項までにおいて「雇用契約を締結していない利用者」という。)を除く。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。
- 7 該当障害者支援施設は、雇用契約を締結していない利用者に生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額を工賃として支払わなければならない。
- 8 前項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃(同項に規定する工賃をいう。次項において同じ。)の平均額は、3,000円を下回ってはならない。
- 9 該当障害者支援施設は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 10 該当障害者支援施設は、利用者及び従業者以外の者を就労継続支援A型の

事業に従事するために雇用する場合は、次の各号に掲げる就労継続支援A型の利用定員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- (1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数
- (2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数
- (3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

1 1 第4条、第9条、第15条、第23条及び第26条から第28条までの規定は、該当障害者支援施設について準用する。この場合において、第4条第6号中「就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）」とあるのは「就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）」と、第9条第3項中「就労継続支援B型」とあるのは「就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、第15条第1項及び第23条第2項中「又は就労継続支援B型」とあるのは「、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、第26条第2項中「就労継続支援B型」とあるのは「就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、第27条第2項中「就労継続支援B型」とあるのは「就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、同条第3項中「又は就労継続支援B型」とあるのは「、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、第28条第2項中「就労継続支援B型」とあるのは「就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

（多目的室の経過措置）

1 2 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第1条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下この項において「旧障害者自立支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧障害者自立支援法附則

第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。）又は旧障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（整備省令第1条第6号による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）の建物として平成18年10月1日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において施設障害福祉サービスを提供する場合は、当分の間、第9条第1項に規定する多目的室を設けないことができる。